

告示

埼玉県告示第四百九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和五年四月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	路線名	区間
県道	さいたま栗橋線	埼玉県久喜市八甫二七九九番一地先から 埼玉県久喜市高柳一一六九番一地先まで